

平成15年度税制改正の概要
< 中小企業関連税制 >

平成15年3月
経済産業省
中小企業庁

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| ．中小企業の経営基盤の強化 | |
| 1．中小企業の留保金課税の停止措置 | 1 |
| 2．中小企業技術基盤強化税制の拡充 | 2 |
| 3．中小企業の少額償却資産損金算入制度の拡充 | 3 |
| 4．IT投資促進税制の創設 | 4 |
| ．中小企業再生円滑化税制 | 5 |
| ．交際費支出の損金算入限度額の拡大 | 7 |
| ．事業承継税制 | |
| 1．自社株に対する軽減措置の拡充 | 8 |
| 2．自社株特例と小規模宅地特例の選択要件の見直し | 10 |
| 3．自社株特例の生前贈与分への適用 | 11 |
| ．創業支援税制（エンジェル税制）の拡充 | 12 |
| ．外形標準課税について | 13 |
| ．消費税中小事業者特例等 | 14 |
| ．その他の中小企業関係租税特別措置等 | 22 |

．中小企業の経営基盤の強化

1．留保金課税の停止措置

〔減税規模：1,400億円〕

不良債権処理の加速化、資金調達環境の更なる悪化の中で、中小企業に残された手段は自己資本の充実。将来の投資に備え、内部留保を充実させ、中小企業の成長を促すため、留保金課税の停止措置を講ずる。

1．現行の留保金課税の概要

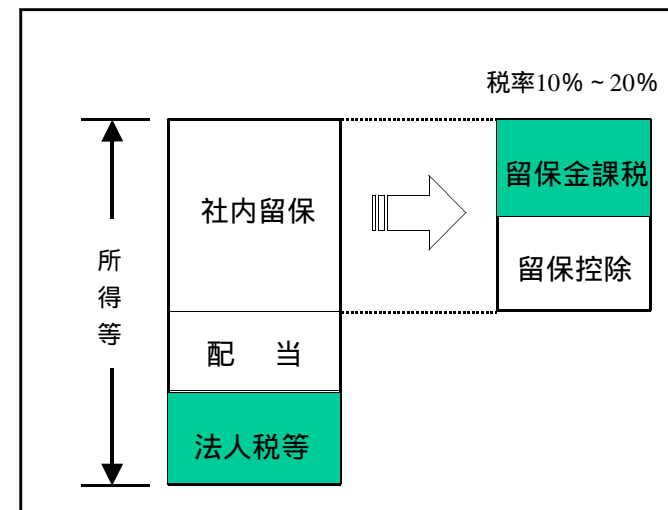
間接的に配当を促すため、同族会社（3人以下の株主で、持株割合が50%以上となる会社）が内部留保した金額に対して、追加的に課税する制度。

留保控除額：以下の基準の中で最も大きい金額

所得基準額：所得×35%、定額基準額：1,500万円

積立金基準額：期末資本金の25%相当額 - 利益積立金

税率：留保金額が年3千万円以下；10%、1億円以下；15%、1億円以上；20%



2．15年度改正の内容

自己資本比率50%以下の中小法人（資本金1億円以下）について留保金課税を停止。

これにより、全中小法人の8割以上が課税停止の対象となる。

なお、現行の以下の特例については、平成15年度改正後も存続。

創業10年以内の中小企業及び新事業創出促進法認定企業については留保金課税を停止。

前年度の試験研究費及び開発費の対売上高比率が3%超の中小企業については、留保金課税を停止。

2. 中小企業技術基盤強化税制の拡充

〔減税規模：260億円〕

日本の将来を支える中小企業の技術力強化を強力に推進すべく、中小企業技術基盤強化税制の恒久化を図るとともに、制度を大幅に拡充する。

1. 現行の中小企業技術基盤強化税制

中小企業の支出した試験研究費の10%を税額控除。

(平成10年4月の総合経済対策において税額控除率を引き上げ。6% 10%)

適用期限は、平成15年3月31日まで。

【対象となる試験研究費】

- (1) 試験研究を行うために要する原材料費
- (2) 人件費(専門的知識をもって試験研究の業務に従事する者)
- (3) 経費(試験研究に使用する減価償却費を含む。)
- (4) 委託研究費等

2. 15年度改正の内容

制度の恒久化を図るとともに、税額控除率を15%(3%分は当面3年間の措置)(現行10%)に引き上げる。

併せて、税額控除限度額を法人税額の20%(現行15%)に引き上げる。

新たに、控除限度額を超えた試験研究費についての1年間の繰越控除を認める。

これにより、中小企業による活発な研究開発が強力に促進され、新規市場の開拓など構造改革に資することとなる。

3. 中小企業の少額資産損金算入制度の拡充

〔減税規模：600億円〕

中小企業を対象に、あらゆる資産への投資を促進し、活力を引き出すため、損金算入できる少額減価償却資産の価額要件を、思い切って30万円まで引き上げる。

1. 現行制度

取得価額10万円未満の減価償却資産について、損金算入（即時償却）を認める。

2. 15年度改正の内容

投資年度に全額を損金算入できる少額減価償却資産の取得価額要件を、対象資産の限定なく、30万円に引き上げ。

これまでで最高額の取得価額要件を実現。

〔参考〕これまでの損金算入限度額の改正経緯

| | |
|--------|------|
| 昭和22年度 | 1千円 |
| 26年度 | 1万円 |
| 39年度 | 3万円 |
| 45年度 | 5万円 |
| 49年度 | 10万円 |
| 63年度 | 20万円 |
| 平成10年度 | 10万円 |

これにより、中小企業の投資を促し、OA機器等の取得・更新による事業の効率化、中小企業の活力向上に加え、需要の喚起が図られる。

． 中小企業再生円滑化税制

長引く不況の中で、経営の苦しくなった会社に対して、中小企業の社長等が自らの私財をなげうって、個人保証債務を履行し、再建を目指す場合や、廃業していくが未だ会社が解散していない場合にも、その私財譲渡益に対する所得税の非課税措置が図られるよう、運用基準を明確化する。

現状 上記のような場合、税理士等実務家の間では、事実上、会社が解散していないと、所得税の非課税措置が認められないといわれてきた。

[所得税法第 6 4 条 (資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例)]

運用基準の明確化

保証債務を履行し、求償権を放棄した場合に、以下のような場合でも所得税の非課税措置が認められることを明記した通達等を発出。運用基準を明確化。(平成14年12月25日 課資3-14, 課個2-31, 課審5-17)

会社を再建しようとするために、求償権を放棄する場合

廃業していくが、未だ会社が解散していない場合

< 明確化される運用基準の概要 > (詳細は次頁参照)

法人がその求償権の放棄後も存続し、経営を継続している場合でも、次のすべての状況に該当すると認められるときは、その求償権は行使不能と判定される。

- 1) その代表者等の求償権は、代表者等と金融機関等他の債権者との関係からみて、他の債権者の有する債権と同列に扱うことが困難である等の事情により、放棄せざるを得ない状況にあったと認められること。
- 2) その法人は、求償権を放棄 (債務免除) することによっても、なお債務超過の状況にあること。

これにより、経営の傾いた中小企業の再生が円滑化するとともに、仮に、倒産する場合においても、身ぐるみはがされることなく、やり直しができるような環境整備が図られる。

[国税庁の通達 (当庁からの照会と回答)]

平成14・12・18中庁第1号
平成14年12月19日

国税庁課税部長 村上 喜堂 殿

中小企業庁事業環境部長 齋藤 浩

保証債務の特例における求償権の行使不能に係る税務上の取扱いについて

標記について、下記 のとおり解して差し支えないか、貴見を伺いたく照会申し上げます。

また、本特例措置に関して税務署に納税者等から相談があった場合は、下記の対応が採られるものと承知していますが、念のため照会申し上げます。

(趣旨)

保証債務の求償権の行使不能における所得計算の特例規定(所得税法第64条第2項)は、保証債務を履行するために行われた個人保有資産の譲渡に係る所得について、求償権の行使が不能となった場合には、実質的な担税力が喪失することを勘案して設けられているものである。したがって、法人の経営が行き詰まったため、法人の代表者等が、その法人の債務に係る保証債務を履行した場合で、求償権を行使することができなくなるケースにも適用されることが想定される。

しかしながら、本特例が適用できるかどうかの判定については、法人が解散しない限り適用できないのではないかという認識が実務界にあることから、実態として当該規定の適用を見送る例があると承知しているところである。

昨今の企業倒産件数の増加等も踏まえ、当該規定の趣旨を十分実効あるものとするためには、代表者等が求償権を放棄することにより、法人の再建を目指す場合や、廃業に向かいつつもまだ法人が解散に至らない場合にも、本規定の適用があり得ることを明確にするとともに、その周知を図るために照会するものである。

記

求償権行使の能否判定の考え方

主たる債務者である法人の代表者等が、その法人の債務に係る保証債務を履行した場合において、所得税法第64条第2項におけるその代表者等の求償権行使の能否判定等は、次による。

1 求償権行使の能否判定は、他のケースと同様、所得税法基本通達51-11に準じて判定する(所得税法基本通達64-1)。このうち、同通達51-11(4)については、その法人がその求償権の放棄後も存続し、経営を継続している場合でも、次のすべての状況に該当すると認められるときは、その求償権は行使不能と判定される。

その代表者等の求償権は、代表者等と金融機関等他の債権者との関係からみて、他の債権者の有する債権と同列に扱うことが困難である等の事情により、放棄せざるを得ない状況にあったと認められること。

これは、法人の代表者等としての立場にかんがみれば、代表者等は、他の債権者との関係で求償権の放棄を求められることとなるが、法人を存続させるためにこれに応じるのは、経済的合理性を有する、との考え方に基づくものである。

その法人は、求償権を放棄(債務免除)することによっても、なお債務超過の状況にあること。

これは、求償権の行使ができないと認められる場合の判定に際しての考え方である。

なお、その求償権放棄の後において、売上高の増加、債務額の減少等があった場合でも、この判定には影響しないことになる。

2 その法人が債務超過かどうかの判定に当たっては、土地等及び上場株式等の評価は時価ベースにより行う。

なお、この債務超過には、短期間で相当の債務を負ったような場合も含まれる。

特例の適用に関する相談等の対応

保証債務の特例に関して相談があった税務署においては、仮に確定申告時点において求償権行使不能と判定されない場合であっても、その後、求償権が行使不能な状態に陥ったときには、所得税法第152条による更正の請求ができるのであるから、その旨及びその手続等について説明する。

また、納付困難との申し出があった場合には、納付についての相談に応じる。

課資3 - 13
課個2 - 30
課審5 - 16
平成14年12月25日

中小企業庁 事業環境部長
齋藤 浩 殿

国税庁 課税部長
村上 喜堂

保証債務の特例における求償権の行使不能に係る税務上の取扱いについて(平成14年12月19日付照会に対する回答)

標題のことについては、貴見のとおりで差し支えありません。

．交際費支出の損金算入限度額の拡大

〔減税規模：500億円〕

中小企業の活力を引き出し、需要を喚起すべく、中小企業の交際費支出の損金算入限度額を拡大する。

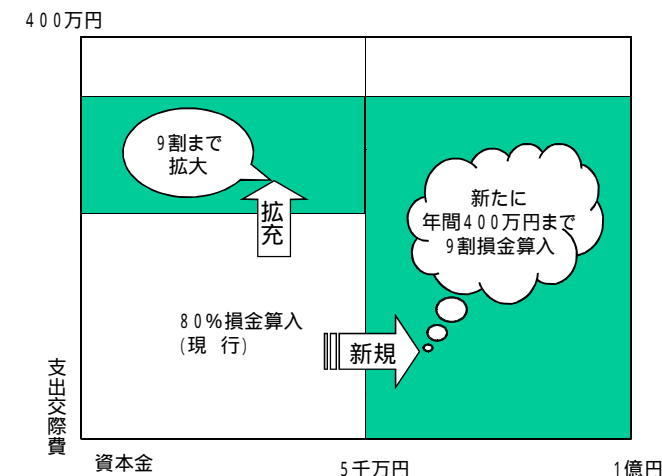
1．現行の交際費課税の概要

交際費は原則損金不算入。ただし、資本金5千万円以下の中小企業の年400万円までの交際費支出額のうちの8割の損金算入を認める。

2．平成15年度改正の内容

資本金5千万円以下の中小企業について、
損金算入できる範囲を年400万円の9割までに拡大。

資本金5千万円～1億円の中小企業についても、
新たに、年400万円までの交際費支出額のうち9割
の損金算入を認める。



(参考)

資本金5千万円以下 : 215万法人に裨益。(交際費支出総額2兆5000億円)

資本金5千万円～1億円 : 4.6万法人に裨益。(交際費支出総額 2300億円)

これにより、中小企業と地域経済の活性化を図り、消費の喚起にもつながる。

・事業承継税制の拡充

1. 自社株に対する軽減措置の拡充

自社株に対する軽減措置の諸要件を見直し、より多くの方が、より大きな軽減措置を受けられるよう、拡充措置を講ずる。

< 現行要件 >

- 選択要件： 小規模宅地特例と自社株特例のどちらかしか利用できない。
- 対象会社要件： 発行済み株式総額10億円以上(相続税評価額ベース)の会社は特例を利用できない。
- 被相続人要件： 本人とこれと生計を一にする者(妻など)とだけで、50%以上を保有していないと特例を利用できない。
- 相続人要件： 申告期限まで自社株式を保有していること。申告期限を経過するときに役員として経営に参画していること。
- 軽減対象の上限： 発行済み株式総数の3分の1まで、3億円までしか特例が適用されない。
- 軽減率： 相続税の課税価格の10%を軽減。

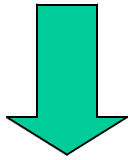
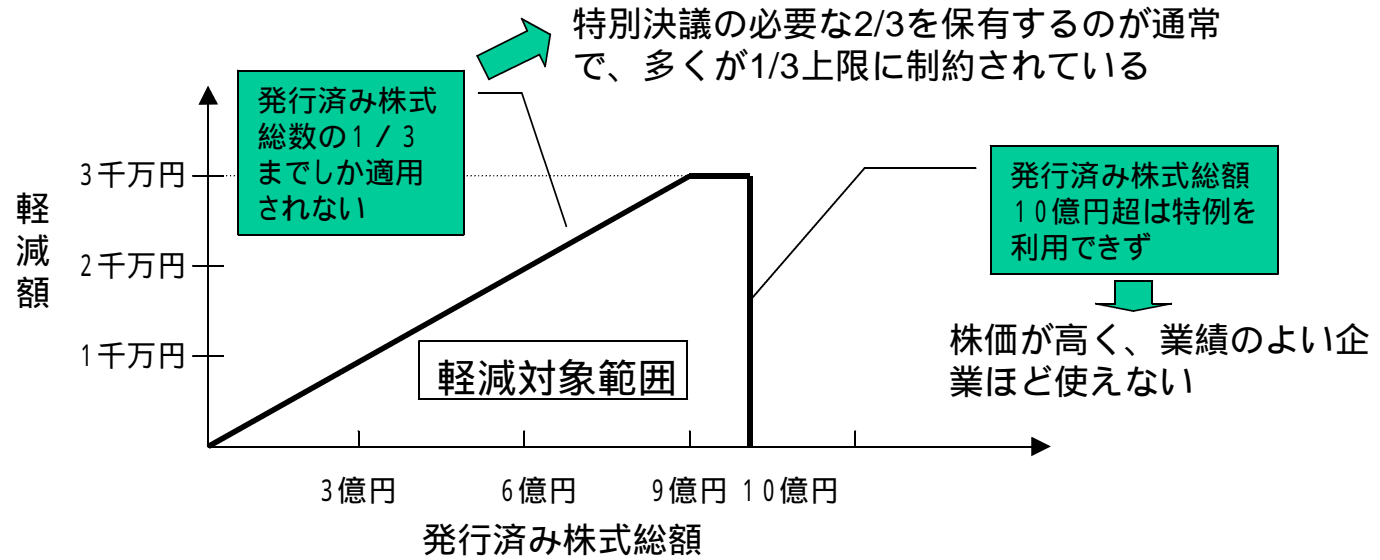
< 拡充・強化の方向 >

- 一定の範囲内で、宅地と株の特例を両方利用できるよう見直し
- 発行済み総額20億円未満の会社まで利用できるよう対象拡充
- 同族関係者(6親等内の親族等)で50%超保有していれば利用できるよう要件緩和
- 発行済み株式総数2/3の株式まで特例対象となるよう拡充

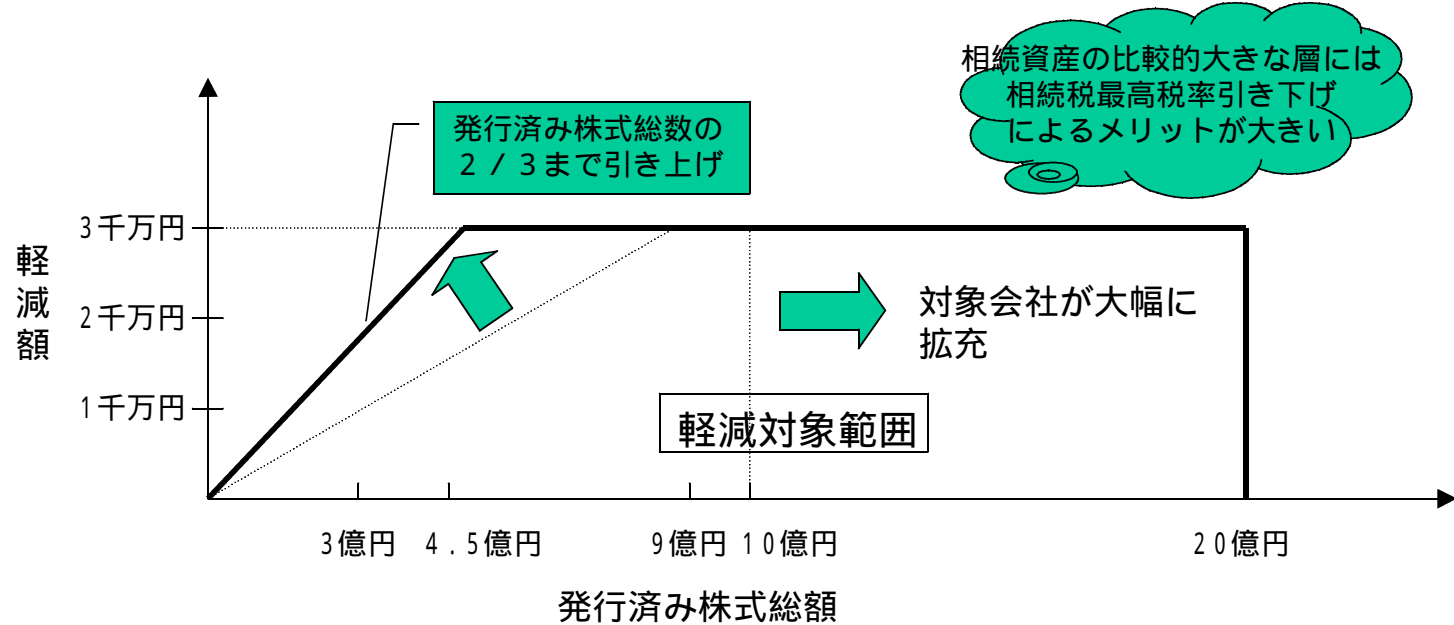
これにより、利用できる者が相当程度増えるとともに、軽減額も拡充されることとなる。

(参考) 自社株に対する軽減措置の拡充

[現行]



[改正後]

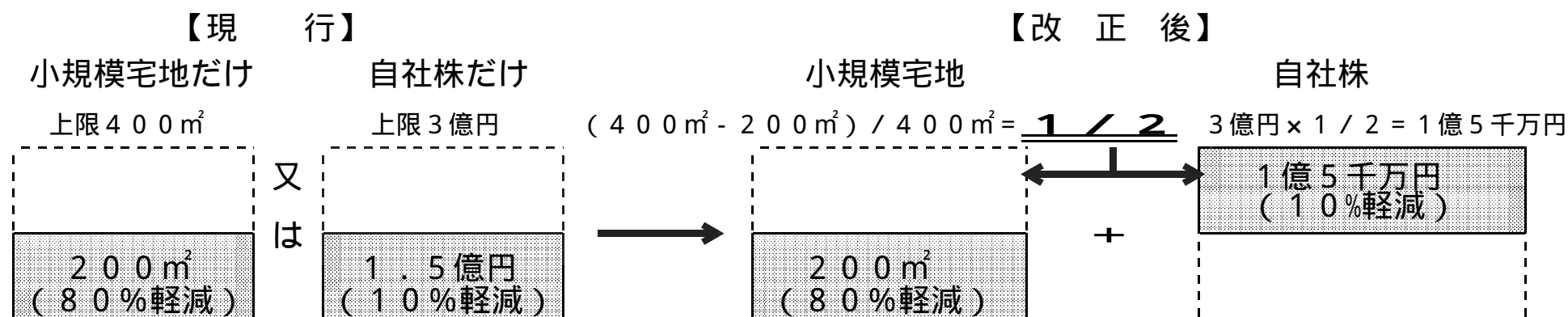


2. 自社株特例と小規模宅地特例の選択要件の見直し

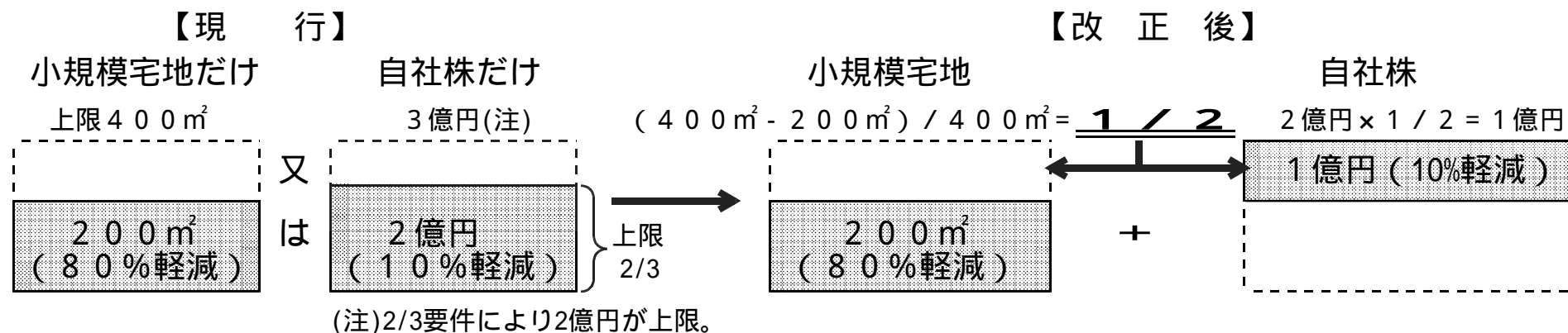
【現 行】 自社株特例と小規模宅地特例のどちらかしか利用できない。(選択制)

【改正後】 小規模宅地特例を利用して、特例の上限(事業用であれば400㎡)に満たない場合は、上限に満たない部分の割合(200㎡利用であれば1/2)を自社株特例の上限(3億円または発行済株式総額の2/3のうち低い方)に乗じた額を限度として、自社株特例の利用を可能とする。

(例1) 自社株1.5億円(発行済株式総額3億円)、事業所200㎡を相続する中小企業経営者の場合



(例2) 自社株3億円(発行済株式総額3億円)、事業所200㎡を相続する中小企業経営者の場合

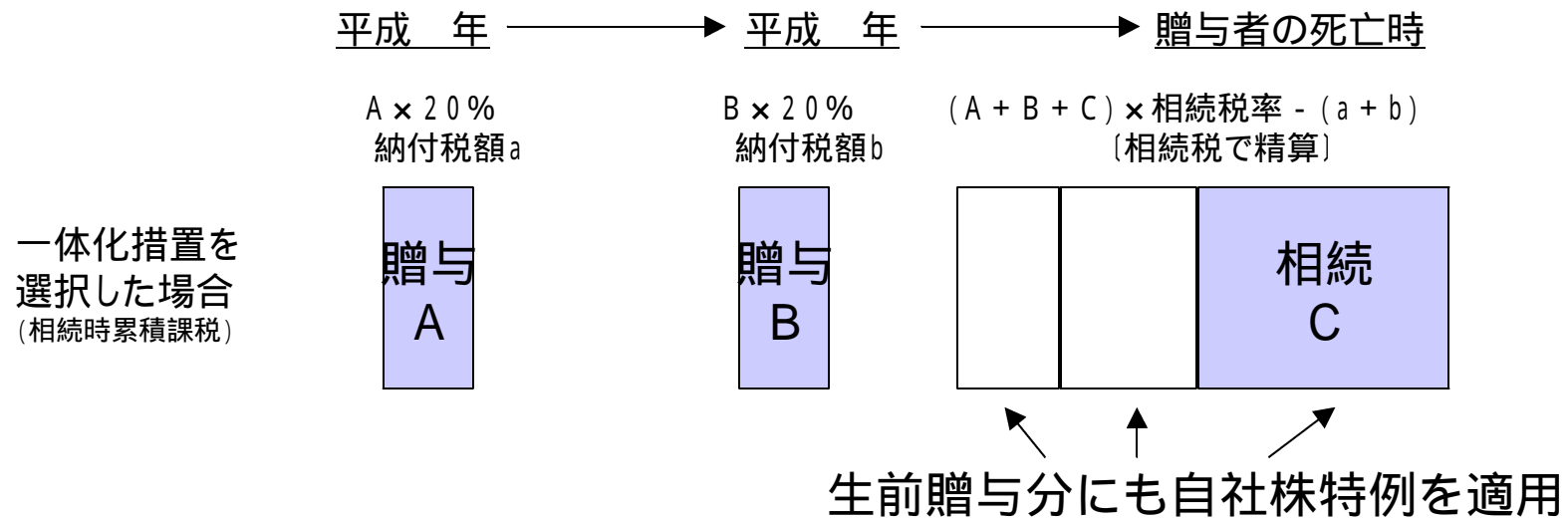


3. 自社株特例の生前贈与分への適用

これまで自社株特例については、生前贈与された財産には適用されなかったが、今般の相続税・贈与税の一体化措置に伴い、一体化措置を選択した場合には、生前贈与分への特例の適用を認めることとする。

一体化措置の概要

- < 基本骨格 > 生前贈与を受けた者について、相続時に、それまでの贈与財産と相続財産とを合算して計算した相続税額から、既に支払った贈与税相当額を控除することにより、贈与税と相続税との間の精算を行う新たな制度を導入する。本制度は現行制度との選択制とする。
- < 贈与者 > 満65歳以上の親
- < 受贈者 > 満20歳以上の子である推定相続人(代襲相続人を含む。)
- < 贈与税率 > 一律20%(相続時に相続税で精算)。
- < 贈与税非課税枠 > 2500万円までの贈与について多年分にわたり利用できる非課税措置(特別控除等)とする。



(注)この図はイメージであることから、基礎控除等は省略している。

これにより、生前贈与が促進され、円滑な事業承継が実現される。

創業支援税制（エンジェル税制）の拡充

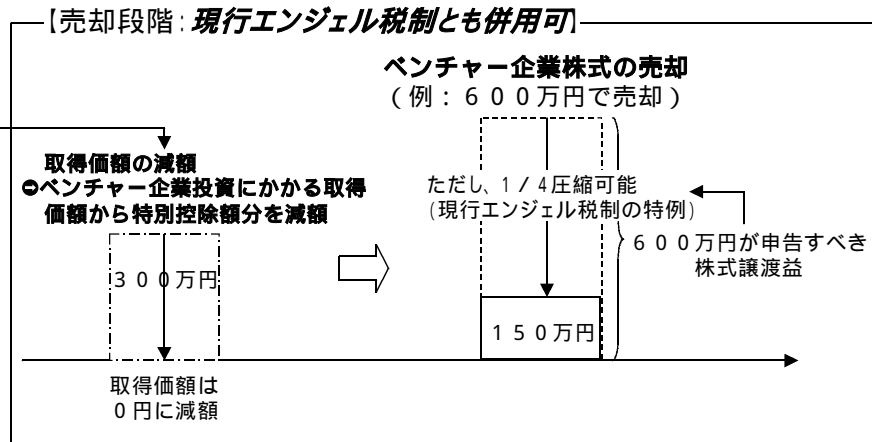
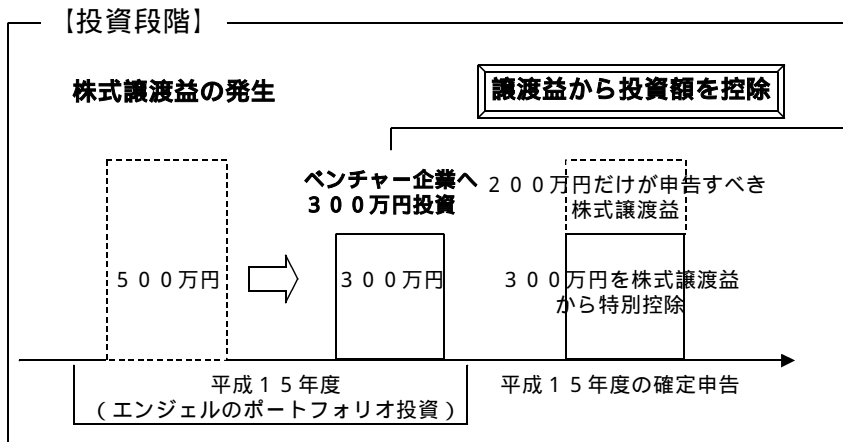
エンジェル税制の抜本的拡充

金融・証券税制の一元化に向けた大きな改革の中で、我が国経済活性化の源泉たるベンチャー企業への投資に限り株式譲渡益の範囲で特別控除を行う制度を創設するとともに、最も制約要因となっているといわれる適用要件についても大幅に見直す。

【改正内容】

特別控除制度の創設

ベンチャー企業への投資額につき、同一年分の株式譲渡益額を限度として、株式譲渡益額から特別控除することを認めるとともに、当該ベンチャー企業株式の取得費から当該特別控除額を減額する。



適用要件の見直し

- ・ベンチャー企業の要件：外部資本要件を「1/3 1/6」に緩和する。
- ・エンジェルの要件：公開後1年以内譲渡の要件を公開後3年以内譲渡に緩和する。

【制度の効果】

投資段階（＝入口）におけるインセンティブを付与することにより、株式譲渡益を活用したベンチャー企業への再投資による株式市場の活性化という「好循環」が形成。同時に適用要件を見直すことにより対象企業が拡大。

. 外形標準課税について

資本金 1 億円超の法人を対象に法人事業税への外形標準課税の導入が決定。(平成16年度から導入)

法人事業税の税率を9.6%から7.2%に引下げ。

代わりに1/4部分について、外形標準課税を導入。(付加価値割：資本割 = 2：1)

「付加価値割」：賃金 + 支払利子 + 支払賃借料 + 単年度損益、 「資本割」：資本金 + 資本準備金

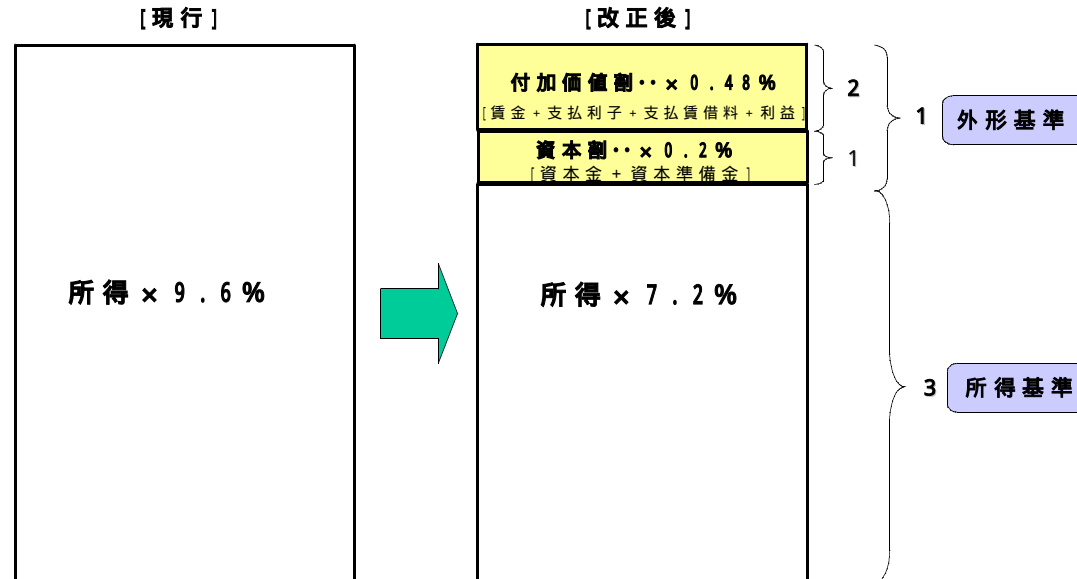
「付加価値割」については、賃金が一定割合を超える企業の課税ベースを圧縮。

「資本割」については、事業に比して資本が大きな企業に配慮。

課税ベースから持株会社の子会社株式を除外。

資本金等が1千億円を超える企業については、資本金等規模に応じて課税ベースを圧縮。

「法人事業税」の外形標準課税化



・消費税中小企業特例等

小規模な事業者の事務負担への配慮から設けられた消費税の中小事業者特例（免税点制度、簡易課税制度）について、見直しを行う。

1 . 免税点制度及び簡易課税制度の概要

免税点制度： 売上高3千万円以下の事業者は免税。

簡易課税制度：売上高に、業種に応じたみなし仕入れ率を乗じて、簡易に消費税額を算出するもの。現行は、売上高2億円以下の事業者が対象。

< 簡易課税における納付税額の計算方法 >

$$\text{売上高} \times 5\% - \text{売上高} \times \text{みなし仕入れ率} \times 5\% = \text{消費税納付税額}$$

< 簡易課税におけるみなし仕入れ率 >

卸売業：90%、小売業：80%、製造業等：70%、サービス業等：50%、その他事業：60%

2 . 平成15年度改正の内容

免税点制度：適用上限の引下げ 3,000万円以下 1,000万円以下

簡易課税制度：適用上限の引下げ 2億円以下 5,000万円以下

申告納付回数：直前の課税期間の年税額が6,000万円（地方消費税込み）を超える事業者について、年4回申告納付から毎月申告納付（年12回）

適用期間：平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用

総額表示方式：消費税法において、値札、チラシやカタログ等で商品、サービス等の価格をあらかじめ消費者に対して表示する場合には、消費税額を含めた価格の総額を明らかにすることを義務づけ。（平成16年4月1日から）

事業者免税点制度の見直し

消費税の事業者免税点制度は、小規模な事業者の事務負担等への配慮から設けられたものであるが、今般、消費税に対する国民の信頼性、制度の透明性を向上させる観点から、現行3,000万円の事業者免税点の水準を1,000万円に引き下げる。

事業者免税点制度の適用状況（平成12年度）

（万者）

| 売上高 | 現行免税事業者 | | | | 課税事業者 | 事業者計 |
|--------|----------------|------------------|--------------|----------------|----------------|-----------------|
| | 1千万円以下 | 2千万円以下 ～1千万円超 | 2千万円超 | 計 | | |
| 個人事業者 | 184 (31.0%) | 60 (10.2%) | 28 (4.6%) | 272 (45.8%) | 54 (9.0%) | 326 <54.9%> |
| 法人 | 48 (8.0%) | 26 (4.4%) | 22 (3.8%) | 96 (16.1%) | 172 (29.0%) | 268 <45.1%> |
| 計 | 231 (39.0%) | 86 (14.5%) | 50 (8.4%) | 368 (62.0%) | 226 (38.0%) | 593 <100.0%> |
| （累積割合） | 39.0% | 53.5% | 62.0% | | | |

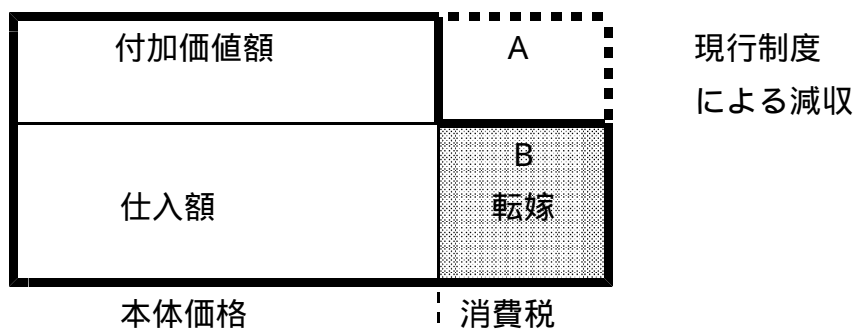
（注）網掛け部分が改正後の免税事業者。

（出典：政府税制調査会資料）

(参考) 免税点制度関係

< 免税点制度と「益税」の関係 >

免税事業者が消費税分として仕入価格の上昇分を上回る価格の引き上げを行ったとすれば、その差額に相当するいわゆる「益税」が発生する。一方、適正な転嫁がなされていれば、いわゆる「益税」は発生しない。仕入価格の上昇分を転嫁できなければ、いわゆる「損税」が発生する。



A + B を消費者に転嫁すれば、A は益税。

B のみを消費者に転嫁すれば、益税なし。

B すらも消費者に転嫁できない場合は、損税。

< EU加盟国における事業者免税点制度 >

| 国名 | 免税点の水準 | 税率 |
|---------|------------------------|------|
| フランス | 前歴年310万円かつ当暦年350万円 | 19.6 |
| ドイツ | 前歴年191万円かつ当暦年575万円 | 16.0 |
| イギリス | 直前1年1,028万円又は以降1年991万円 | 17.5 |
| フィンランド | 95万円 | 22.0 |
| デンマーク | 32万円 | 25.0 |
| オランダ | 年税額20万円以下は納付税額を軽減 | 19.0 |
| スウェーデン | なし | 25.0 |
| ルクセンブルク | 115万円 | 15.0 |
| ベルギー | 64万円 | 21.0 |
| アイルランド | 584万円(サービス業は292万円) | 20.0 |
| イタリア | 30万円 | 20.0 |
| オーストリア | 125万円 | 20.0 |
| スペイン | なし | 16.0 |
| ポルトガル | 114万円 | 17.0 |
| ギリシア | 204万円 | 18.0 |

(2002年8月現在)

簡易課税制度の見直し

中小事業者の事務負担への配慮から設けられている簡易課税制度について、以下のような見直しを行う。

<現 行>

<見直し後>

適用上限額の引き下げ： 売上高 2 億円以下

売上高 5 0 0 0 万円以下

(平成 1 6 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間について適用)

簡易課税制度の適用状況 (平成 1 2 年度)

(万者)

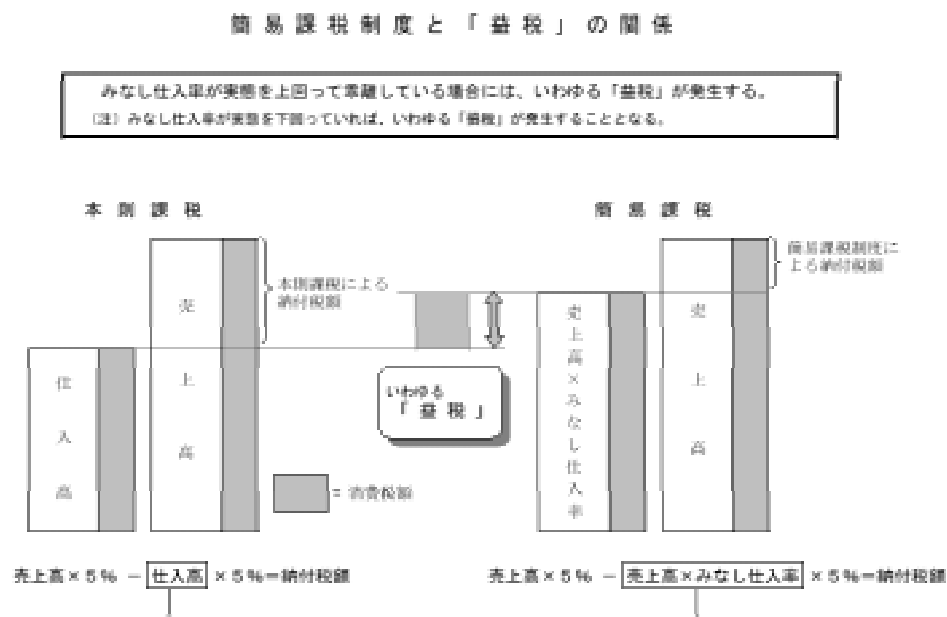
| 売上高 | 現 行 簡 易 申 告 者 | | | | 計 | 一般申告者 | 事業者計 |
|--------|---------------|----------------|---------------|--------------|----------------|----------------|-----------------|
| | 3千万以下 | 5千万以下 ~3千万超 | 1億以下 ~5千万超 | 1億超 | | | |
| 個人事業者 | 8 (3.6%) | 13 (6.7%) | 8 (3.6%) | 2 (0.9%) | 31 (13.9%) | 22 (9.9%) | 54 <23.8%> |
| 法人 | 10 (4.5%) | 19 (8.3%) | 27 (11.9%) | 19 (8.6%) | 75 (33.3%) | 97 (43.0%) | 172 <76.2%> |
| 計 | 18 (8.1%) | 32 (14.0%) | 35 (15.5%) | 22 (9.5%) | 106 (47.1%) | 119 (52.9%) | 226 <100.0%> |
| (累積割合) | 8.1% | 22.1% | 37.6% | 47.1% | | | |

(注) 網掛け部分が改正後の簡易申告者。

(出典：政府税制調査会資料)

(参考) 簡易課税制度関係

< 簡易課税制度と「益税」の関係 >



< EU加盟国における簡易課税制度 >

- ドイツ： 前暦年 662万円以下（売上に平均率（みなし仕入れ率）を乗じて仕入れに係る税額を計算する平均率課税制度）
- イギリス： 特定の小売業者に対して売上税額の簡便計算を認める特例は存在するが、我が国のような仕入れ税額の簡便計算を認める特例は設けられていない。
- フランス： なし

申告納付回数の見直し

消費税の預り金的性格に鑑み、いわゆる運用益問題の解消に資するため、申告納付回数を見直す。

見直しの内容： 直前の課税期間の年税額が6千万円（地方消費税分を含む）を超える事業者について、
 年4回申告納付（確定1回、中間3回）
 毎月申告納付（年12回）
 （確定1回、中間11回）

【現 行】

【改正後】

| | | | |
|-------------------------|-------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 年4回 確定申告1回 中間申告3回 | 年税額 500万円超 | 年税額 6,000万円超 | 年12回 確定申告1回 中間申告11回 |
| 年2回 確定申告1回 中間申告1回 | 年税額 60万円超 500万円以下 | 年税額 500万円超 6,000万円以下 | 年4回 確定申告1回 中間申告3回 |
| 年1回 確定申告1回 | 年税額 60万円以下 | 年税額 60万円以下 | 年2回 確定申告1回 中間申告1回 |
| | | | 年1回 確定申告1回 |

総額表示の義務づけ

取引価格の適正な表示を図るため、平成16年4月1日から、消費税法により、総額表示を義務づける。ただし、総額表示の義務づけは、値札や広告などに消費税額を含めた価格の表示を義務づけるものであって、「消費税額」や「税抜価格」を合わせて表示することを妨げない。また、総額表示の対象となるのは、値札や広告など、あらかじめ消費者に対して価格を表示する場合であって、レシート（領収書）や請求書における価格表示の変更を求めるものではない。

[参考1] 総額表示方式の諸類型（政府税制調査会資料より）

10,290円（本体価格9,800円、消費税等490円）

10,290円（うち消費税等490円）

10,290円（本体価格9,800円）

10,290円（税込）

10,290円

9,800円（税込10,290円）

[参考2] 主な欧州諸国における価格表示（対最終消費者）

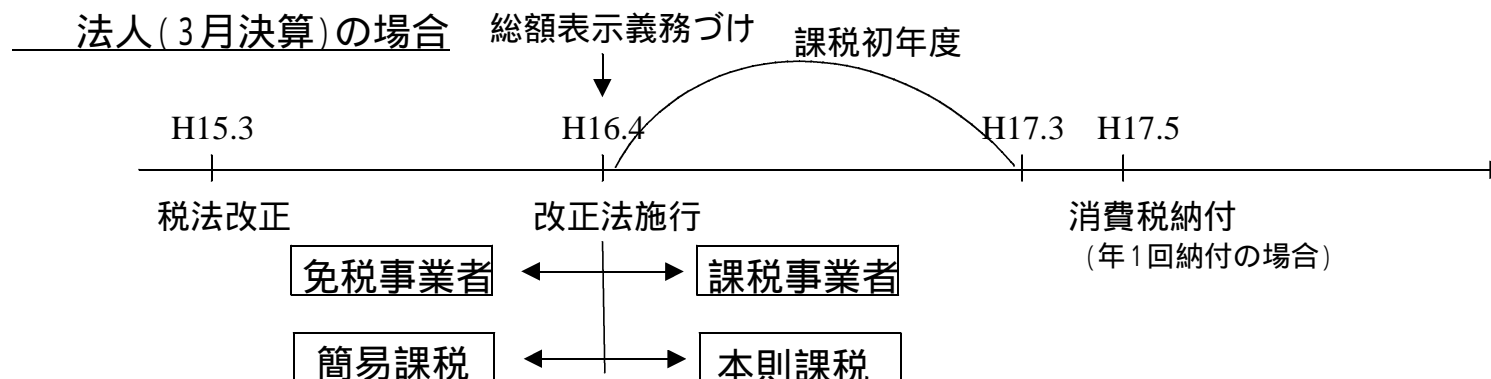
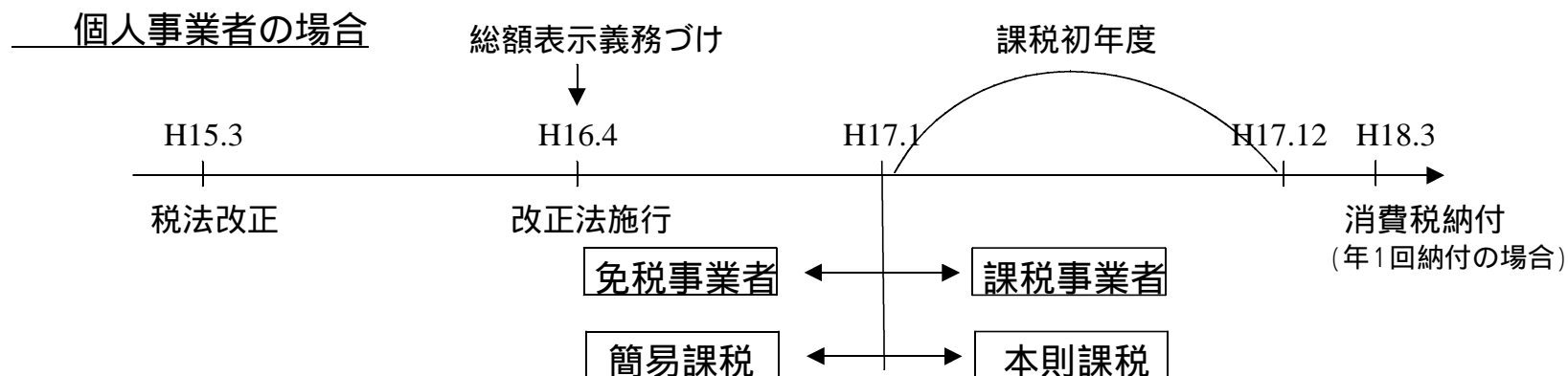
（各国日本大使館等調べ）

| | フランス | ドイツ | イギリス | フィンランド | デンマーク | スウェーデン | オーストリア |
|------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|--------|
| 表示方式 | 総額表示 | 総額表示 | 総額表示 | 総額表示 | 総額表示 | 総額表示 | 総額表示 |
| 税率 | 19.6% | 16% | 17.5% | 22% | 25% | 25% | 20% |
| 税導入年 | 1968年 | 1968年 | 1973年 | 1964年 | 1967年 | 1969年 | 1973年 |

中小事業者特例等の見直し実施時期

それぞれの制度見直しの実施時期は以下のとおり。

免税点制度の適用対象上限の引き下げ : 平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用
 簡易課税制度の適用対象上限の引き下げ : //
 申告納付回数の見直し : //
 総額表示方式 : 平成16年4月1日から



．その他の中小企業関連租税特別措置

【国税関係】

中小企業等基盤強化税制について所要の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。

中小企業創造的事業活動促進法の認定事業者に係る欠損金の繰越期間の特例措置の適用期限を2年間延長する。

中小企業経営革新支援法に規定する経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却制度について適用期限を2年間延長する。

商業施設等の特別償却制度

中小小売商業振興法に基づいて整備される商業施設等の特別償却制度について所要の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。

中小企業流通業務効率化促進法に基づいて整備される商業施設等の特別償却制度について基本指針の改正に伴う拡充を行った上で、適用期限を2年間延長する。

中小企業等の貸倒引当金の特例措置について適用期限を2年間延長する。

事業協同組合等の留保所得の特別控除制度について適用期限を2年間延長する。

商工組合中央金庫及び信用保証協会の抵当権設定登記等の登録免許税の軽減措置について適用期限を2年間延長する。

事業化設備等投資促進税制について所要の措置を講じた上で、中小企業等基盤強化税制に統合する。

中小企業者の機械等の特別償却制度を中小企業投資促進税制に統合する。

【地方税関係】

中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例措置について税額控除率の引き上げ等に伴う拡充を行った上で、適用期限を2年間延長する。

中小企業創造的事業活動促進法に規定する認定組合等が実施する技術開発及びその成果の事業化のための施設に対する事業所税の資産割に係る課税標準の特例措置について所要の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。

中小小売商業振興法に規定する高度化事業計画（商店街整備等支援計画を除く）に基づき設置する共同施設に対する事業所税の資産割に係る非課税措置について所要の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。

(参考)平成15年度税制改正において創設・拡充された中小企業関連税制措置
の減税規模一覧

| | |
|----------------------------|---------|
| 1．留保金課税の停止措置 | 1,400億円 |
| 2．中小企業技術基盤強化税制の拡充 | 260億円 |
| 3．中小企業の少額資産損金算入制度の拡充 | 600億円 |
| 4．IT投資促進税制の創設 | 2,000億円 |
| 5．交際費支出の損金算入限度額の拡大 | 500億円 |
| その他(事業承継税制の拡充、中小企業再生円滑化税制) | |
| 合計 | 4,760億円 |